

日本語教室活動支援事業に関する規定

令和4年8月3日決裁

(趣旨)

第1条 各務原国際協会（以下「協会」という。）は、協会の趣旨に基づき、各務原市内における外国人への非営利日本語教室活動を促進するため、「教室開設に要する会場借上料」（以下「借上料」という）について支援を行う。

(対象)

第2条 次の各号の要件を満たすものとする。

- ①市内に住所を置く個人または団体であること。
- ②市内において、日本語学習支援を目的として月2回以上、定期的かつ自主的に、地域に在住する外国人を対象とした日本語教室を開設している個人または団体であること。
- ③日本語教室は、原則として地域の外国人住民が広く参加できるものであること。
- ④非営利、非宗教、非政治の個人または団体であること。

(活動支援の内容)

第3条 協会は申請者より提出された「日本語教室活動支援申請書」（様式1号）について審査・確認の上、借上料について次の手順によりその費用を負担するものとする。

- ①申請者は、月末に対象月の「日本語教室活動報告書」（様式2号）に借上料の領収書を添付し、協会に提出する。
- ②協会は活動報告の内容を審査・確認の上、申請者が様式1号に記した振込口座へ借上料相当額を振り込む。

(支援の上限)

第4条 各月の支援額の上限は、5,000円とする。

(その他)

第5条 本支援事業に関し、この規定に定めのないものについては会長が別に定める。

付 則

この規定は、令和4年8月3日から施行する。